

奈良県告示第九十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成二十八年六月二十一日

奈良県知事 荒井正吾

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
サン薬局郡山駅前店	大和郡山市南郡山町五二〇―三八	平成二十八年三月二十五日
鵜山医院	葛城市尺土一八九―四一	平成二十八年三月三十一日
天理市立休日応急診療所	天理市川原城町六〇五番地	平成二十八年三月三十一日
石川耳鼻咽喉科医院	御所市一一二〇	平成二十八年三月五日
町立大淀病院	吉野郡大淀町大字下渕三五三―一	平成二十八年三月三十一日
辻産婦人科	生駒市壱分町八三―五五	平成二十八年三月三十一日
イオン薬局樫原店	樫原市曲川町七―二〇―一 一階	平成二十八年三月二十一日
やすらぎ歯科医院	磯城郡川西町大字下永一二七三	平成二十八年二月

[illegible]